

山口県報

令和3年
10月22日
(金曜日)

目次

- 告示
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（農村整備課）……………二
- 道路の位置の指定（建築指導課）……………二
- 公告
公共測量の実施（監理課）……………二



山口県告示第三百八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、広域営農団地農道整備事業阿武北二期地区及谷橋（仮称）橋りょう整備工事（下部工）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和三年十月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 広域営農団地農道整備事業阿武北二期地区及谷橋（仮称）橋りょう整備工事（下部工）
 - (一) 工事場所 萩市大字弥富下地内
 - (二) 工事の概要

構	造	数	量
大口径深礎基礎中空柱式橋脚			一基

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の令和三年十月二十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が千以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県萩農林水産事務所 萩市大字江向五三一番地の一

(四) 申請書等の提出期間及び時間

令和三年十月二十二日から同年十一月十五日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和三年十二月九日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県萩農林水産事務所（電話〇八三八―二二―四八〇〇）にすること。

山口県告示第三百九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和三年十月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市大字東豊井字中豊井一〇一九の二	四・〇 五・〇	五九・八	令和三、 一〇、 七



(二二六) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山陰西部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和三年十月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量、水準測量及び数値地形図データ作成）

二 作業の地域

萩市

三 作業の期間

令和三年十月二十五日から令和四年三月三十一日まで